

第17回新型コロナウイルスに関する対策本部会議

令和3年5月10日（月）

【決定確認事項】

1 イベント開催について

国ガイドラインに照らして必要な対策を講じることができる場合は、開催可能とすること。

なお、現時点で開催が困難なイベントについては、別途整理し、周知を行う。

2 公共施設の利用について

特措法24条第9項に基づく要請に照らし、各施設の構造等に応じて、三密の回避や換気対策など、適切な措置を講じた上で適宜、利用者数を設定すること。